

## 災害時の相互応援に関する協定

豊中市及び斐川町（以下「協定市町」という。）は、空港で結ぶ友好都市提携に関する協定書並びに災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第8条第2項第12号の規定に基づき、災害時の相互援助活動に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、豊中市または斐川町の区域において法第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における相互の援助活動について必要な事項を定めることにより、災害応急対策及び復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

### （応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその提供に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があつた事項

### （応援要請の手続）

第3条 応援を要請しようとする市町（以下「応援要請市町」という。）は、次の事項を明らかにし、第6条に定める連絡担当部局を通じて、電話または電子メール等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の内容
- (3) 応援の期間
- (4) 応援の場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

### （応援の実施）

第4条 応援を要請された市町（以下「応援市町」という。）は、極力これに応じ、応援活動に努めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、協定市町の区域内において、地震等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、応援要請を待たず自主的に応援出動することができるものとする。この場合には、前条の要請があつたものみなす。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援要請市町の負担とする。ただし、別に協議するところにより、応援要請市町または応援市町の負担額を決めることができる。

(連絡担当部局)

第6条 協定市町は、あらかじめ相互応援協定のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が発生したときは、相互に速やかに情報を交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、協定市町が協議して定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、平成23年（2011年）6月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、締結市町記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年（2011年）6月1日

豊中市長

淺利 敬一郎



斐川町長

勝部 勝明

